

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は以下のとおりです。

当社企業活動の原点は「お客様満足」であり、お客様から高い評価と信頼を得ることが持続的な成長と収益の実現を可能にし、それが企業価値の向上と株主をはじめさまざまなステークホルダーの皆様の満足につながるという経営の基本方針を実現するうえで、コーポレート・ガバナンスは重要課題の一つであると認識しております。そのため健全かつ透明な意思決定が迅速に実現できるよう、経営組織や内部統制などを整備していくことが重要だと考えております。また、コーポレート・ガバナンスの基本は、単に法令遵守にとどまらず、企業倫理や道徳・公正性を尊重した事業活動を推進し、あらゆるステークホルダーと緊張感のある円滑な協力関係を築いていくことであると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて、自らの財務状態にも影響を与える事を踏まえ、運用を委託する運用機関より定期的に状況報告を受けております。また、運用は複数の運用機関へ委託し、個別の投資先選定や議決権行使を各運用機関へ一任することで、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにしており、企業年金の運用状況については定期的に取締役会に報告しております。

アセットオーナーとして期待される機能発揮については、中長期的な課題と受けとめ、セミナー参加等を通じて人材育成に取り組んでまいります。

【補充原則4-10-1 指名委員会・報酬委員会等の諮問委員会の設置】

当社は指名・報酬等の委員会を設置していませんが、指名・報酬などの経営上の重要な事項を決定する際には、取締役会に先立ち、独立社外取締役と事前に協議したうえで取締役会にて決定しております。当面はこの決定プロセスを遵守していく方針であります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役選定基準は、原則3-1に記載のとおりであります。

現時点で女性や外国人の取締役は選任していませんが、ジェンダーや国際性の面など今後の選任に関しましては当社の事業規模、グローバル化などの目指すべき姿を基に検討してまいりたいと考えております。

当社の常勤監査等委員には、特に財務・会計や業務執行に精通している者、また社外監査等委員には特に財務・法務に深い知見を有する者を選任する方針であります。現在の当社の常勤監査等委員は前述の方針に合致した者を選任しており、社外監査等委員には公認会計士、弁護士といった会計、法律の専門家を選任する事で高度な知見を経営の監査に有益に役立てて頂いております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

<保有方針>

当社の政策保有株式に対する方針は、取引関係の維持・拡大などの企業連携の強化、並びに、株式の相互保有による相互の企業価値向上を基本として考えております。当社は、直近事業年度末の状況に照らし、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、縮減していく基本方針のもと、毎年取締役会で個別の政策保有株式について、保有の意義、経済合理性等を検証し保有継続の可否、および保有株数を見直しします。尚、経済合理性の検証は、個別銘柄毎に配当を含む関連収益が資本コストを上回っているか否かを基準に行っております。

<行使基準>

議決権行使に関する考え方につきましては、投資先企業より提案されている議案につきまして当社事業とのシナジー効果の有無を確認するとともに、適切なコーポレートガバナンス体制の構築がなされているか、株主価値の毀損(社会的不祥事、反社会的行為、法令違反等を含む)に繋がるものか否かを考慮して判断しております。尚、最終的な議決権行使の判断にあたっては、必要に応じて投資先企業との十分な対話を行い、その状況を総合的に勘案し行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、関連当事者間取引を行う場合は、取引の合理性を判断したうえで取締役会にて承認・決議しております。

また、取締役会での承認が得られた場合におきましても、定期的に取締役会での報告・承認を行うことで適切に運用しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて、自らの財務状態にも影響を与える事を踏まえ、運用を委託する運用機関より定期的に状況報告を受けております。また、運用は複数の運用機関へ委託し、個別の投資先選定や議決権行使を各運用機関へ一任することで、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにしており、企業年金の運用状況については定期的に取締役会に報告しております。

アセットオーナーとして期待される機能発揮については、中長期的な課題と受けとめ、セミナー参加等を通じて人材育成に取り組んでまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

1) <経営理念>

1. 住みよい地球と豊かな社会環境づくりに貢献します。

2. 独創的で高品質な製品を提供し、お客様にとってかけがえのない企業を目指します。
3. 法令・社会規範を順守し、公正で健全な企業活動を行います。

< 中期的な会社の経営戦略 >

当社は創業以来、「流体の漏れを止める技術」を基盤として産業界のさまざまなニーズから来る技術要請に対し、新製品・新技術の開発に応え、メカニカルシール、グランドパッキン、ガスケットなどお客様から信頼される高機能製品を提供してまいりました。また、これらの製品は電力、船舶、自動車からエレクトロニクスに至るまで幅広い分野で使用され、そこで培った材料技術、設計技術、加工技術などを活用し、半導体・液晶製造装置関連業界向けにふっ素樹脂製品を開発、提供しています。産業機器分野向けシール製品は安定した業容と収益基盤を持つ基幹事業製品として位置づけ、技術競争力の向上に努めるとともに、流体制御関連機器市場における総合シールメーカーの強みを活かし、顧客ニーズの「専門性」「多様性」に対応した新たな製品やサービス展開を進めてまいります。また、グローバル化推進のために、海外における生産・販売・サービス拠点を拡充するなど、拡大する需要を積極的に取り込むよう組織を強化してまいります。半導体・液晶製造装置関連業界向けにふっ素樹脂製品は半導体・液晶市場の景気変動の影響を受けるものの、中長期的には成長分野と考えており、今後とも市場の変化に迅速に対応できる開発・生産体制を整え、新用途や新分野の開拓に取り組んでまいります。さらに原価構成の見直しを進め、競争力のある原価を目指していくとともに、業務の標準化・効率化・スピード化を積極的に推進し、経営体質の強化に努めてまいります。

< 資本政策の基本的方針 >

当社の資本政策の基本的な方針は、継続的な事業の拡大・発展を図るために、安全性・安定性と投資効率を重視し、バランスのとれた経営を実現することにあります。そのため、競争力強化や新技術開発、研究開発など長期的視点に立った投資を継続的に行うとともに機動的な投資を行う株主資本の水準を確保する一方で、株主資本利益率や総資本経常利益率の向上に努めるべく資本効率を意識した経営を目指しております。

< 収益計画 >

決算発表時に、事業年度毎の売上高・営業利益・経常利益・当期純利益等につき、決算短信にて公表しています。

- 2) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は以下のとおりです。
当社企業活動の原点は「お客様満足」であり、お客様からの高い評価と信頼を得ることが持続的な成果と収益の実現を可能にし、それが企業価値の向上と株主をはじめ様々なステークホルダーの皆様の満足に繋がるという経営の基本方針を実現していくうえで、コーポレート・ガバナンスは重要課題の1つであると認識しております。
そのため健全かつ透明な意思決定が迅速に実現できるよう、経営組織や内部統制などを整備していくことが重要だと考えております。また、コーポレート・ガバナンスの基本は、単に法令遵守にとどまらず、企業倫理や道徳、公正性を尊重した事業活動を推進し、あらゆるステークホルダーと緊張感のある円滑な協力関係を築いていくことであると認識しております。
- 3) 当社の経営陣幹部・取締役の報酬は、業績や企業価値との連動を勘案し、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気向上を一層高めるとともに、業務執行の適切な監督・監査によるコーポレート・ガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的に、各職務に応じた適正な報酬水準、報酬体系としています。
・経営陣幹部・取締役の報酬は月額固定報酬としておりますが、その中には前年度における役割、貢献度、業績寄与度を評価した業績変動報酬を加減したうえで、株主総会にて決議された金額の範囲内で決定し、代表取締役が事前に独立社外取締役と協議を行ったうえで取締役会にて決議しております。
・社外取締役につきましては、招聘時に業務内容等とあわせて報酬額を決定しております。業務執行から独立した立場にあるため、業績変動報酬部分は支給していません。
- 4) 取締役の指名を行うにあたっては、業務執行の監督と監査を実施するに足る多様な視点、業務経験、高度なスキル観点で人選を行い、代表取締役が独立社外取締役と事前に協議したうえで、また、監査等委員である取締役については、監査等委員会の同意を得たうえで、それぞれ取締役会にて指名を行い株主総会にて選任しております。
取締役の解任にあたっては、職務遂行が困難な状況が生じた場合、独立社外取締役と事前協議のうえで、また、監査等委員である取締役については、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会にて決定いたします。
- 5) 当社では、株主総会招集ご通知にて各取締役・監査等委員である取締役の選解任の理由を記載いたします。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社では、取締役会規程に取締役会での決議事項に関し、明確に定めております。
取締役と取締役以外の経営陣の業務を明確にすることで、業務執行の機動性と柔軟性を高めております。

< 取締役会の専権事項 >

「会社の方向性の決定」「取締役に関する事項(指名・報酬含む)」「内部統制に関する事項」「株主総会に関する事項」「株式及び社債に関する事項」「執行役員に関する事項(指名・報酬含む)」等及び「業務執行に関する事項」「組織及び人事に関する事項」のうち重要・多額と判断される事案についての決定を行う。

< 経営陣への委任範囲 >

取締役への委任範囲以外の日々の業務執行を行う。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、当社の社外取締役または社外取締役候補者が、当社において合理的に可能な範囲において調査した結果、次の諸項目の要件をすべて満たすと判断された場合に、社外取締役または社外取締役候補者が十分な独立性を有しているものと判断します。

1. 現に当社及び当社の関係会社(以下、併せて当社グループという)の業務執行者でなく、過去においても業務執行者であったことが一度もないこと
監査等委員である社外取締役においては、当社グループの業務執行を伴わない取締役及び会計参与(会計参与が法人の場合はその職務を行うべき社員)であったことが一度もないこと
2. 以下の各項目に現在及び過去3年間に於いて該当しないこと
 - [1] 当社グループの会計参与、執行役員、支配人その他の重要な使用人(以下、取締役等という)の2親等以内の親族でない者
 - [2] 当社の大株主(10%以上の議決権を直接、間接的に保有している)またはその取締役等、もしくは当社グループが大株主となっている取締役等でないこと
 - [3] 当社グループの主要な取引先企業(当社グループとの取引において、支払額、受領額が、当社グループまたは取引先グループの実質連結売上高の2%以上を占めている企業)の取締役等でないこと
 - [4] 当社グループから当該年度において1,000万円以上の寄付を受けた者でないこと
 - [5] 当社グループから取締役、監査役報酬以外に、当該年度において1,000万円以上の報酬を受領している弁護士、公認会計士、各種コン

サルティング等の専門的サービス提供者でないこと

[6] 本人が取締役等として所属する企業と当社グループとの間で、「社外役員の相互就任関係」にないこと

【補充原則4-11-1 取締役会のバランス、多様性、規模並びに取締役の選任に関する方針・手続】

当社の取締役選定基準は、原則3-1に記載のとおりであります。

現時点で女性や外国人の取締役は選任しておりませんが、ジェンダーや国際性の面など今後の選任に関しましては当社の事業規模、グローバル化などの目指すべき姿を基に検討してまいりたいと考えております。

当社の常勤監査等委員には、特に財務・会計や業務執行に精通している者、また社外監査等委員には特に財務・法務に深い知見を有する者を選任する方針であります。現在の当社の常勤監査等委員は前述の方針に合致した者を選任しており、社外監査等委員には公認会計士、弁護士といった会計、法律の専門家を任命する事で高度な知見を経営の監査に有益に役立てて頂いております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

取締役、監査等委員である取締役並びにそれらの候補者の重要な兼職の状況につきましては、株主総会招集ご通知の参考書類・事業報告、有価証券報告書に開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会の自己評価】

当社は、取締役会の更なる実効性を向上させるため、各取締役へのアンケートを実施し、2018年度の実効性に関する分析、評価を行い、その結果について取締役会にて共有し議論を行いました。

その結果、当社取締役会は概ね十分な監督機能を果たしているとの評価が出ておりますが、取締役会の員数及び多様性の面で更なる充実が必要との意見が出ておりますので、今後検討してゆきたいと考えております。また、社外取締役と執行役員との接点を増加させ将来の取締役候補について、育成強化を図ってゆく方針です。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

当社の取締役・監査等委員である取締役については、経営戦略・コーポレートガバナンス・法令その他取締役・監査等委員である取締役に必要な知識・情報を得る機会を提供し、また、社外の教育プログラム等に参加するための費用の支援を行う方針としております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社のIR活動における基本方針は、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様との信頼関係を維持・発展させるため、当社に関する情報を正確に分かりやすく、公正かつ適時・適切に開示する事により、経営の透明性を高めるとともに、当社についての理解を深めていただくことであるとと考えております。

基本方針の確実な実行を図るために、当社では以下のような体制整備、並びに取組みを行っております。

< IR推進責任者 >

IR担当取締役

< IR対応者 >

IR担当取締役及びIR担当取締役が指名する者

< 対話手段の充実 >

当社では個別での面談対応に加え、機関投資家向けにスモールミーティング・決算説明会を開催しております。また、適時適切にTDnetや当社Webサイトにて情報開示を行っております。

株主の皆様へは、年に2回、当社の業績や事業活動、最新のトピックスをお知らせするPILLAR REPORTをご送付しております。

< 社内連携に関する考え方 >

IR担当取締役をIR活動における推進責任者とし、推進責任者を補助する役割は経営企画部を中心に、経理部、総務人事部、その他関係部門との連携を密に行うことで対応しております。

< 取締役会へのフィードバック体制 >

IRで得られた機関投資家、個人投資家のご希望・ご意見等を取締役会に年毎に報告しております。

< インサイダー情報の管理体制 >

当社では、「インサイダー取引の規制及び内部情報の管理に関する規程」を制定しております。

また、IR活動に関する対話者を、推進責任者(IR担当取締役)を含む経営陣幹部(取締役・執行役員)に限定することで、情報統制を行っております。

< 情報開示の基準 >

当社は金融商品取引法等の法令及び金融商品取引所が定める各適時開示に関する制度に従い、当社の重要情報を適時・適切に開示しております。

また該当しない場合でも、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様にも有用と考えられる情報については、適切な方法により積極的な開示に努めております。

尚、当社での情報開示にかかる検討・審議につきましては、委員会組織として「情報開示委員会」を設け、様々な部門の多角的な視点から検討・審議を行うことで対応しております。

< 情報開示の方法 >

適時開示に関する制度に該当する当社の重要情報は、東京証券取引所が提供するTDnet(適時開示情報伝達システム)を通じて開示を行うとともに、Webサイト等において速やかに開示しております。

また該当しない場合でも、当社への理解を深めて頂けると考えられる情報につきましては、Webサイトへの掲載、その他適切な手段での情報開示に努めております。

尚、当社での情報開示にかかる検討・審議につきましては、委員会組織として「情報開示委員会」を設け、様々な部門の多角的な視点から検討・審議を行うことで対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
KBL EPB S.A. 107704	1,463,825	5.99

日本ビラー工業取引先持株会	1,174,574	4.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,121,200	4.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,055,000	4.32
有限会社ロックウェーブ	1,020,430	4.17
岩波 清久	724,100	2.96
明治安田生命保険相互会社	700,000	2.86
株式会社三井住友銀行	692,500	2.83
株式会社みずほ銀行	592,575	2.42
GOLDMAN,SACHS& CO.REG	576,100	2.36

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

上記「大株主の状況」は、2019年3月31日現在の状況です。

1) 上記「大株主の状況」のほか、当社が保有する自己株式595千株があります。

2) 2019年3月7日付で株式会社ホライズン・データ・ワークスから、サマラン ユーシッツが2019年2月28日現在で以下のとおり株式を保有している旨の大量保有報告書の提出がありました。当社として2019年3月31日現在における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

【氏名又は名称 / 住所 / 保有株券等の数 / 株券等の保有割合】

サマラン ユーシッツ / ルクセンブルグ、L-2163 モントレー通り 11a / 1,540千株 / 6.15%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
鈴木 吉宣	他の会社の出身者													
森 恵一	弁護士													
高谷 和光	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 吉宣				事業法人の経営者としての豊かな経験と幅広い見識を有しており、当社の発想とは異なった視点から、公正、中立的な立場により、当社の企業活動に有益な意見をいただくため社外取締役に選任しています。 また、特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じる立場ではないと判断し、独立した立場から当社に対する有益な助言や経営の監督を行っていただけるため、独立役員に指定しています。

森 恵一				弁護士の資格を有しており、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識から公正・中立的な立場で監査・監督を行っていただくため監査等委員である社外取締役を選任しています。また、特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じる立場ではないと判断し、独立した立場から当社に対する有益な助言や経営の監査・監督を行っていただけるため、独立役員に指定しています。
高谷 和光				公認会計士として財務及び会計に精通されており、その分野における豊富な経験と専門的な知識から公正・中立的な立場で監査・監督を行っていただくため監査等委員である社外取締役に選任しています。また、特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じる立場ではないと判断し、独立した立場から当社に対する有益な助言や経営の監査・監督を行っていただけるため、独立役員に指定しています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人は配置していませんが、必要に応じて内部監査室が補助業務を行う体制をとるものとしております。また、監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人を配置する場合はその任命・異動等については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員会が意見交換のうえ決定することとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保いたします。当該使用人は、会社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の職務の補助に従事するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門である内部監査室では、業務監査の一環として、監査等委員である取締役及び監査法人と定期的に情報交換を行い、事前に問題点や指摘事項を共有した上で監査計画を作成するなど相互の連携に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり
---	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

1. 各委員会の役割

取締役会から諮問を受けた次に掲げる事項等の審議、取締役会への答申を行います。

(1) 指名諮問委員会

- ・取締役会の構成に関する事項
- ・取締役の選任及び解任に関する事項
- ・代表取締役の選定及び解職に関する事項
- ・社長・CEOの選定及び解職に関する事項
- ・指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員の選定及び解職に関する事項

(2) 報酬諮問委員会

- ・取締役の報酬体系及び報酬決定の方針に関する事項
- ・取締役の報酬の内容に関する事項

2. 各委員会の構成

(1) 取締役会が選定した3名以上の取締役で構成するものとします。

(2) 各委員会の過半数は、独立社外取締役とします。

3. 各委員会の委員(設置日時点)

(1) 指名諮問委員会

- 委員長 岩波 清久(代表取締役社長)
- 委員 鈴木 吉宣(独立社外取締役)、高谷 和光(独立社外取締役)

(2) 報酬諮問委員会

- 委員長 岩波 清久(代表取締役社長)
- 委員 鈴木 吉宣(独立社外取締役)、森 恵一(独立社外取締役)

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

< 社外役員の独立性に関する判断基準 >

当社は、当社の社外取締役または社外取締役候補者が、当社において合理的に可能な範囲において調査した結果、次の諸項目の要件をすべて満たすと判断された場合に、当社は社外取締役または社外取締役候補者が十分な独立性を有しているものと判断します。

1. 現に当社及び当社の関係会社(以下、併せて当社グループという)の業務執行者でなく、過去においても業務執行者であったことが一度もないこと
監査等委員である社外取締役においては、当社グループの業務執行を伴わない取締役及び会計参与(会計参与が法人の場合はその職務を行うべき社員)であったことが一度もないこと
2. 以下の各項目に現在及び過去3年間に於いて該当しないこと
 - [1] 当社グループの会計参与、執行役、執行役員、支配人その他の重要な使用人(以下、取締役等という)の2親等以内の親族でない者
 - [2] 当社の大株主(10%以上の議決権を直接、間接的に保有している)またはその取締役等、もしくは当社グループが大株主となっている取締役等でないこと
 - [3] 当社グループの主要な取引先企業(当社グループとの取引において、支払額、受領額が、当社グループまたは取引先グループの実質連結売上高の2%以上を占めている企業)の取締役等でないこと
 - [4] 当社グループから当該年度において1,000万円以上の寄付を受けた者でないこと
 - [5] 当社グループから取締役、監査役報酬以外に、当該年度において1,000万円以上の報酬を受領している弁護士、公認会計士、各種コンサルティング等の専門サービス提供者でないこと
 - [6] 本人が取締役等として所属する企業と当社グループとの間で、「社外役員の相互就任関係」にないこと

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、持続的な成長に資する為のインセンティブとして、報酬体系の中に業績連動部分を備えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

直前事業年度(2019年3月期)における取締役及び監査役の報酬等の総額は以下のとおりです。
取締役(監査等委員を除く)7名に支払った報酬等の総額は、118百万円
取締役(監査等委員)4名に支払った報酬等の総額は、10百万円
合計11名に支払った報酬等の総額は、129百万円(うち 社外役員4名に支払った報酬等の総額14百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・当社の役員報酬は、2017年6月23日開催の定時株主総会決議により、取締役(監査等委員を除く)は報酬限度額年額240百万円以内と定めており、当該定めに係る取締役は7名であります。また監査等委員である取締役については報酬限度額年額30百万円以内と定めており、当該定めに係る監査等委員である取締役は4名であり、取締役会にて決議された算定方式と評価期間における活動の定性的評価を加味し代表取締役が事前に独立社外取締役と協議を行ったうえで、取締役会にて決定しております。

・社外取締役及び監査等委員である取締役を除く業務執行取締役の報酬は、固定報酬部分と業績連動報酬部分で構成されており、取締役会では各職位における固定報酬部分と業績連動報酬部分の割合や、業績連動報酬部分において使用する指標及び各指標のウエイト付を決議しております。

・取締役会では各役職における固定報酬部分と業績連動報酬部分の割合や、業績連動報酬部分において使用する指標及び各指標のウエイト付を決議しております。

・固定報酬割合につきましては、会長、社長執行役員が50%、副社長執行役員、専務執行役員が55%、常務執行役員、執行役員が60%としております。

・業績連動報酬につきましては、上位職位ほど業績連動報酬割合を増加させ、よりインセンティブが働く体系とし、また業績連動報酬は短期業績に連動する部分と中長期業績に連動する部分で構成しております。

・会長、社長執行役員は業績連動報酬部分を50%とし、その内訳は短期業績部分が40%、中長期業績部分が10%としております。副社長執行役員、専務執行役員は業績連動報酬部分を45%とし、その内訳は短期業績部分が35%、中長期業績部分が10%としております。常務執行役員、執行役員は業績連動部分を40%とし、その内訳は短期業績部分が30%、中長期業績部分が10%としております。

・業績連動報酬にて使用しております指標は、持続的な企業価値向上に向けたインセンティブとして機能することを目的に、短期業績部分では、企業規模拡大指標である連結売上高、持続的企業価値向上に不可欠である連結営業利益、連結ROE夫々につき前年との比較で、また、ウエイト付は、職位による業務執行内容を勘案し、会長、社長執行役員が短期業績割合の内、連結売上高が40%、連結営業利益が35%、連結ROEが25%とし、副社長執行役員、専務執行役員は、短期業績割合の内、連結売上高が45%、連結営業利益が35%、連結ROEが20%とし、常務執行役員、執行役員は、短期業績割合の内連結売上高が45%、連結営業利益が45%、連結ROEが10%としております。

2019年3月期における実績は、連結売上高が5.1%増、連結営業利益が0.7%減、連結ROEは2.2%増となりました。

・中長期業績部分では、中期経営計画における重要テーマを基に都度決定しており、現中計では売上高、海外売上高比率、新製品等売上高比率、生産性向上の各年度における目標数値への達成割合を評価しております。ウエイト付は、全職位ともに中長期業績割合の内、売上高が20%、海外売上高比率が30%、新製品等売上高比率が30%、生産性向上率が20%としております。

2019年3月期の実績は、売上高が目標300億円に対し達成率96.5%、海外売上高比率が目標23%に対し達成率が85.7%、新製品等売上高比率が目標15%に対し達成率が73.3%、生産性向上率が目標17%に対し達成率は84.7%となりました。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に専任のスタッフは配置されておませんが、総務人事部、経営企画部が必要に応じてスタッフ業務を行っております。また、社外取締役には、事前に取締役会日程表を配付し、出席の調整を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査等委員会設置会社として、経営監視機能の客観性・中立性を確保するため、以下の体制をとっております。

・少数の取締役による迅速な意思決定と取締役会の活性化を図るため、執行役員制度を導入し、経営の「意思決定及び監督機能」と「業務執行機能」を分離するとともに、監査等委員である取締役を除く取締役の任期を1年に短縮することによって役割と責任を明確化し、それぞれの機能強化を図っております。

・取締役会は、定例的に開催し、法令・定款で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。

・執行役員を主たるメンバーとして、経営会議を定期的に開催し、各部門の業務基本方針や重要案件の具体的な対応策など審議・決定を行っております。

・監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役3名のうち2名が社外取締役であります。監査等委員会で定めた監査方針に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、重要な書類の閲覧、監査対象部門及び関連会社からの業務状況の聴取や往査等、取締役の職務執行の監査を行っております。

・監査等委員である取締役による監査の他に、合法性と合理性の観点から内部監査を実施する組織として内部監査室を設置し、2名が在籍しており、本社部門、各事業所及び国内外子会社に対して、業務等の内部監査を定期的実施しております。内部監査室は監査結果に基づき、業務の改善に向けた具体的な助言や勧告を行っております。

・会計監査及び内部統制監査については、有限責任 ずさ監査法人と監査契約を締結し、監査人として独立の立場から会社法及び金融商品取引法の監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題の一つであると認識しております。そのため健全かつ透明な意思決定が迅速に実現できるよう、社外取締役3名(うち、監査等委員である社外取締役2名)を招聘し、幅広い知識、経験に基づく意見を具申頂くことにより、経営判断の質、透明性の向上を図るとともに監視機能の強化を図っております。なお、社外取締役については、企業経営に豊富な知識と経験を有しておられます。このような立場から当社の経営について長期的展望や当社の発想とは異なった視点から有益な意見をいただいております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会においては、「株主総会招集ご通知」を総会日前の早期に発送するとともに、発送日に先立って当社ウェブサイトへ掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	基本的には集中日を回避して開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法(インターネット等)による議決権行使を実施可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知を作成し、自社ホームページへ掲載しております。
その他	株主総会の当日運営で事業報告、計算書類など報告事項において、株主の皆様への理解をより深めていただけるようビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	IR担当取締役が中心となり、証券会社、信託銀行、投資顧問会社、投資信託会社などのアナリストを対象に、半期ごとに会社概要、業績等について説明会を実施しております。なお、当説明会におきましては、代表者自身が説明を行うことを基本としております。また、年間を通じ個別に投資家との対話を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトのIR・投資家情報において、決算短信・決算説明会資料などの決算情報、有価証券報告書及び四半期報告書、財務指標などを掲載しております。また、ニュースリリースとして決算情報以外の適時開示資料も掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しましては、「経営企画部」が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンス規程」に基づき、「企業倫理規範」や「企業行動基準」を定め、企業倫理規範ハンドブックを作成しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全につきましては、「環境方針」を制定し、法令の遵守と継続的な環境負荷の低減に努めております。2009年から「環境報告書」の発行に変えて、環境保全活動とCSR活動の報告をまとめた「CSR報告書」を発行し、情報開示を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業倫理規範」、「企業行動基準」において、ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等を明記しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、取締役、執行役員を構成メンバーとする「企業倫理委員会」、「CSR委員会」を設置し、法令・定款及び社内規程の遵守・徹底を図っております。取締役、執行役員及び使用人には、「コンプライアンス規程」に基づき必要に応じて社内研修会を実施し、法令遵守の周知徹底を図っております。また、社内(当社グループ会社を含む。)の不正行為等に関する社員からの通報又は相談に対応するため、通報者には不利益を及ぼさないことを保障した「内部通報規程」を定めております。
(2) 取締役、執行役員及び使用人一人ひとりが法令、社内規程、社会通念等を遵守した行動をとるための規範として「企業倫理規範」や「企業行動基準」を定め、社員ハンドブックを作成し、その周知徹底を図っております。
(3) 当社及び当社グループ会社の取締役は、適正な財務報告を行うことが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であるとの認識のもと、財務報告の適正性を確保・維持するための体制を継続的に整備しております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令上保存を義務づけられた書類及び重要な書類については、「文書管理規程」などの社内規程に基づき適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程などの見直しを行うものとしております。
3. 当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク管理全体を統括するため、「危機管理委員会」を設置するとともに、事業活動に係るリスクについて、その迅速な対応を行うことを目的として、当社及び当社グループ会社が共有する「危機管理規程」を定め、同規程に基づいたリスク管理体制を構築しております。不測の事態が発生した場合には、社長の指名を受けた者を本部長とする対策本部を設置し、損害・影響等を最小限にとどめるための体制を立ち上げ、迅速な対応にあたることとしております。また、リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、「情報開示委員会」を設置し、適時適切な情報開示を行う体制を構築しております。
4. 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は、取締役会を経営方針、重要事項等の意思決定機関及び業務執行の監督機関として位置づけ、取締役会が決定した経営方針等に従って執行役員が業務を執行する執行役員制度により、効率的な執行体制を確保いたします。また、取締役会付議事項の事前審議、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る審議を目的とした執行役員が出席する経営会議を定期的に開催しております。
(2) 当社は、取締役の指名及び報酬等の決定に係る客観性と透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として、過半数が独立社外取締役で構成される「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」を設置しております。
(3) 当社及び当社グループ会社は、取締役会を定例的に開催し、また必要に応じて臨時に開催することにより、重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監督を行っております。
(4) 「取締役会規程」、「執行役員規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、取締役並びに執行役員の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築しております。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に基づく決裁及び報告による子会社経営の管理を行うものとしておりますが、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うこととしております。また、内部監査部門は、当社及び当社グループ会社の内部監査を定期的実施しております。
(2) 当社の「企業倫理規範」や「企業行動基準」は、当社グループ会社すべてに適用する行動指針として位置づけ、当社が作成した社員ハンドブックを配付し、法令、社内規程、社会通念等遵守の周知徹底を図っております。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人は配置していませんが、必要に応じて内部監査室が補助業務を行う体制をとるものとしております。また、監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人を配置する場合はその任命・異動等については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員会が意見交換のうえ決定することとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保いたします。当該使用人は、会社の業務執行に係る役割を兼務せず、監査等委員会の職務の補助に従事するものとしております。
7. 当社及び当社グループ会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
(1) 当社及び当社グループ会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に報告及び情報提供を行っております。
(2) 監査等委員である取締役は、取締役会、経営会議等主要会議に出席するほか、業務執行に関する重要な文書の閲覧等により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員の業務執行につき監査を行うとともに、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人に対して報告を求められることができるものとしております。
(3) 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社及び当社グループ会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、周知徹底を図っております。
8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、意見交換を行い、緊密な連携をとっております。
(2) 当社は、監査等委員である取締役がその職務の遂行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制
- (1) 「企業倫理規範」、「企業行動基準」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係をもたず、これらの圧力に対しても毅然とした態度で臨み、断固として対決して、その圧力を排除することを基本方針としております。
 - (2) 「民事暴力対策規程」を定め、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署及び責任者を整備しております。
 - (3) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、2017年6月23日開催の第69回定時株主総会において、株主の皆様のご承認に基づき「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を継続いたしました。本プランの概要は以下のとおりであります。

(1) 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させていく必要があると考えております。仮に当社株式の大量取得を目的とする買付けが行われた場合、それに応じるか否かは最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきではありますが、不当な目的による企業買収である場合には、企業価値及び株主共同の利益を守ることが経営者の責務であると考えます。従いまして、株主の皆様が判断するにあたって、十分な情報が提供されることが極めて重要であり、大量買付者の事業内容、将来の事業計画及び過去の投資行動等から、当該買付行為又は買収提案が企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討していく必要があると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、創業以来、「流体の漏れを止める技術」を基盤として、産業界のさまざまなニーズから来る技術要請に対し、新製品・新技術の開発で応え、お客様から信頼される高機能製品を提供してまいりました。また、創業以来脈々と受け継がれてきた社是「品質第一」、「和衷協力」、「一步研究」の精神が、今日につながる企業活動の中に生き続け、これまでの発展と今後の一層の飛躍に不可欠なものであると考えています。このような創業以来の取組みの積み重ねが現在の企業価値の源泉になっており、当社の企業文化の継続・発展をとおりて当社の社会的意義を高めることにより、結果として企業価値及び株主共同の利益を最大化することにつながるものと考えています。

このような考えのもと、当社はコンプライアンス、品質に対する社会の厳しい要請などに対応しつつ、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するために、2020年3月までの3事業年度に関する中期経営計画「B Vision19(ブレイクスルービジョンイチキュウ)」を2017年4月からスタートさせています。

本計画は「企業競争力の強化」「グローバル事業の推進」「新規事業の創出」「人材育成」を基本方針とし、これらを追求することによりお客様との強固な信頼関係を構築し、更なる成長と企業価値の向上を目指します。当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、これらの取組みを着実に実行することで、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社と当社グループの企業価値及び株主共同の利益の向上に資することができると考えています。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

[1]対象となる大規模買付行為

本プランは、当社が発行者である株式等について、(a)保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け、又は(b)公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（以下「大規模買付行為」と総称します。）を対象とします。（ただし、取締役会が承認したものを除きます。）

[2]意向表明書及び必要情報、取締役会評価期間

当社の株式等について大規模買付行為が行われる場合、当該大規模買付行為を行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）には、(a)本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出及び買付内容等の検討に必要な情報の提供と、(b)当社取締役会による適切な評価期間の確保を要請いたします。当社取締役会は、評価期間内において、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提出された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

[3]独立委員会の勧告等

独立社外者（現時点においては社外取締役3名、社外有識者1名）から構成される独立委員会は、上記取締役会の評価期間内に、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は買付者等による大規模買付行為が専ら買付者等の短期的な利益のみを目的とするものである等、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、独立委員会規定に従い、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施又は不実施等の決議を行うものとし、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

[4]本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2020年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更又は廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で変更又は廃止されたこととなります。また、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されたこととなります。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、経済産業省及び法務省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則をすべて充足しており、かつ企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。当社の中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、前記(3)で記載のとおり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって継続されるものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえ導入されたものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外取締役及び社外有識者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができること、有効期限が最長3年と定められたうえ、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

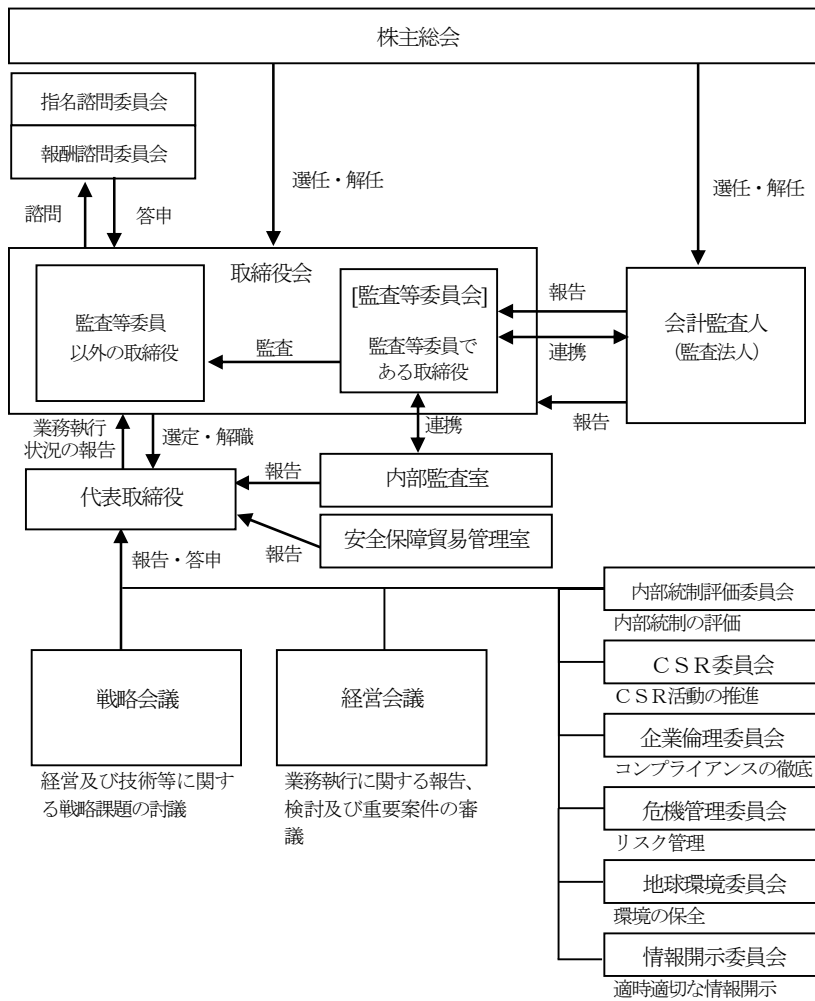
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりであります。

決定事実及び決算情報については、情報取扱責任者並びに情報開示委員会によって一元的に把握・管理される体制を整えており、報告された重要事項のうち、機関決定を必要とする事項については、情報取扱責任者並びに情報開示委員会より重要事項決定機関である取締役会又は執行役員を含めた経営会議に上程し、迅速な決定を行っております。

重要事実が発生した場合は、当該事実が発生したことを認識した部門から、速やかに情報開示委員会に情報が集約され、情報取扱責任者に報告がなされます。情報取扱責任者を中心に当該情報の検討を行い、適時開示の必要があると判断したものは、重要事項決定機関を経て、速やかに開示を行います。

【当社のコーポレート・ガバナンス体制】



【当社の情報開示体制】

